

「清算機関の統合に関する実務者検討会」の議事要旨（第三回）

日 時：平成 13 年 9 月 7 日（金）

主な議題：清算機関に係る法整備について

議事要旨

独立清算機関の法的位置付けやその業務運営の安全性の確保に関し、法制面に対応すべき事項について市場運営者側で検討し取りまとめた「清算機関に係る法整備について」（別紙）をもって、本検討会で検討を行った。

検討の結果は、特に異議なく全員一致で了承された。

したがって、当局に対し、本検討会の結論を要望することとした。

以 上

## 清算機関に係る法整備について

統一清算機関実務者検討会

平成 13 年 9 月 7 日

### 1. 清算機関の位置付けの明確化

- 独立した清算機関が、証券決済インフラとして担う役割(機能)の重要性及び当該清算機関への付与が望まれる権能(下記2)等に鑑みると、その機関の定義や機能を法律上明確にすることが必要と考える。
- この際、清算機関に関する法律上の規制は必要最小限に止め、特にその業務範囲については、根幹であるセントラルカウンター機能(機能)を円滑に発揮するために必要な清算業務遂行に関連する業務が多岐にわたること及び今後の証券決済制度改革に伴う様々なニーズへの機動的な対応(提供サービスの多様化)等が必要となることを考慮して、過度に制限的にすることなく柔軟な対応が可能であることが望まれる。
- なお、独立清算機関の法制化に当たっては、既存証券取引所が清算機関(インハウス型)として機能していることとの整合性に留意する必要がある。また、独立清算機関の法制化に先立ち、現在、検討が進められている統一清算機関構想が実現する可能性もあることから、その移行措置についても配慮が望まれる。

### 2. 清算機関が参加者から預託を受けた各種担保に係る清算機関の優先弁済権の確保

- 清算機関(セントラルカウンター機能)は、証券取引の当事者間に立ちリスクを集中的に引受ける一方これを可能とするために、そのリスク管理手続(制度)により、参加者の債務(決済)履行の確保を目的に参加者から各種担保\*の預託を受けることが一般的である。

\* 清算機関たる証券取引所における具体例として 清算基金、 売買取引金、 DVP  
決済に係る前日差入担保金...いずれも現金又は代用有価証券

- 当該預託を受けた各種担保について、参加者破綻時において清算機関が被った損害を補填するために当該破綻参加者の破産管財人を含む第三者に対し清算機関が優先して弁済を受けられるものでなければ清算機能(清算機関業務)を維持・発揮することは困難である。
- したがって、清算機関が参加者から預託を受けた各種担保につき清算機関の優先弁済権が法定され明示的に確保されることが必要である。
- なお、本件については、セントラルカウンター機能に関しグローバル・スタンダード\*として求められているものでもある。

\* : 例;RECOMMENDATIONS FOR SECURITIES SETTLEMENT SYSTEMS Report of the CPSS-IOSCO(2001)  
抜粋 Recommendation 4: Central counterparties  
...略 Does the central counterparty have legally enforceable interests in or claims on the assets in the fund? 略...

### 3. 現行証券取引法規定関係【確認事項及び参考】

#### 【確認事項...特段の改正手当を要しないと思慮するもの】

##### (1) 第107条の6第1項(脱退会員等の未決済約定の結了)

会員等が脱退した場合においては、証券取引所は、定款の定めるところにより ~略~ 有価証券の売買 ~略~ を結了させなければならない。~略~

- 同条文においては、会員等の脱退時において、未決済約定の結了(解消)を証券取引所に義務付けるものであるが、解消すべき場所・具体的方法については特段の定めはない。
- したがって、取引所の定款により、会員等に対して未決済約定の結了(解消)義務を定め、その具体的方法として、業務規程等により清算機関を通じた処理も含めることとすれば、同条の要件を満たすものとする。

##### (2) 第108条第7号(業務規程) <店頭: 第76条第4号>

証券取引所は、その業務規程において ~略~ 次に掲げる事項に関する細則を定めなければならない。

###### 7 有価証券の売買等の受渡しその他の決済方法

- 同条文は、受渡等の決済方法を証券取引所の業務規程に定めることを求めているものであることから、証券取引所の決済(清算)を清算機関において行う場合には、これに係る所要の事項を決済の方法として業務規程に定めることで同条の要件を満たすものとする。

##### (3) 第156条の3第1項(証券金融会社の免許の申請)

~有価証券を、当該証券取引所が開設する取引所有価証券市場又は当該証券業協会が開設する店頭売買有価証券市場の決済機構を利用して貸し付ける業務を営もうとする者~

- 上記(2)と同様に、清算機関を利用した証券取引所の決済の仕組み全体が「取引所有価証券市場の決済機構」と解することで問題ないとする。

#### 【参考】

##### (4) 第107条の5(信認金)

- 信認金については同条において、委託者保護と証券取引所における決済履行確保を目的に、委託者、次いで証券取引所(又は会員等)に優先弁済権が定められている。
- しかしながら、委託者保護については投資者保護基金により、また、証券取引所における決済履行は各取引所のデフォルトファンド等により確保(前記2の実現が前提)されており、信認金の目的はいずれも充足される状況にある。
- こうしたことに鑑み、信認金に係る条文をこの機に削除することも可能かと考える。
- 一方、同条文は、取引証拠金についての優先弁済権確保のために準用されていること、また、前記2の法定化に際して取引証拠金の場合と同様に活用可能とも考えられる。
- なお、この場合には、同条においてインハウス型清算機関である証券取引所に信認金の優先弁済権があることとの整合性から、証券取引所が利用する独立清算機関に対しても同様に優先弁済権が付与されることが望ましい。

以上